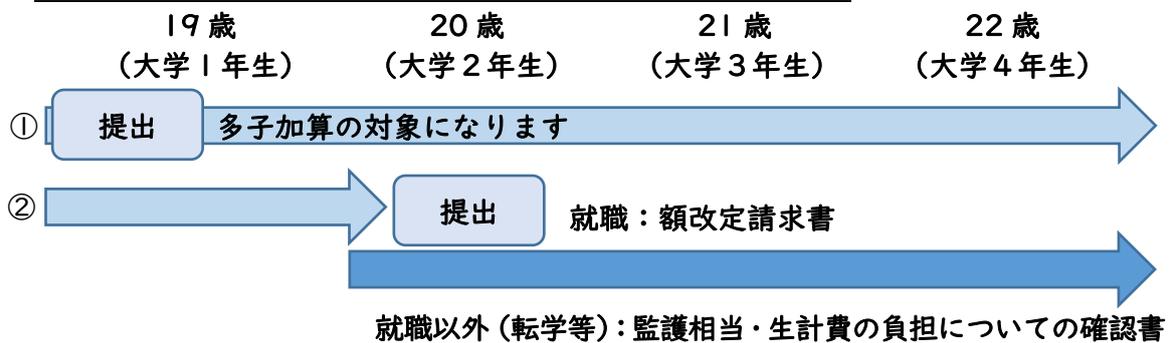


監護相当・生計費の負担についての確認書について

令和8年4月以降、22歳年度末までの子（H16.4.2以降に生まれた子）を3名以上（多子加算対象）養育している方で下記内容に該当する場合は、書類の提出が必要です。

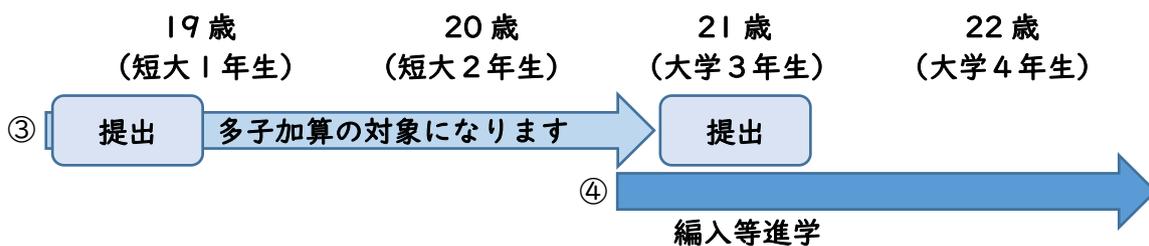
【大学生】

- ①令和8年3月に高校卒業（18歳年度末）を迎え、卒業後大学へ進学する場合は、「額改定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
※卒業予定年月が22歳年度末となるため、確認書の提出は基本的に大学入学時期の提出のみとなります。
- ②中退等の状況の変化があり、就職し独立して生計を営む場合は「額改定請求書」を、就職以外の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の再提出が必要です。
該当する場合は、伊佐市役所こども課まで連絡をお願いします。



【短大生・専門学校生】

- ③令和8年3月に高校卒業（18歳年度末）を迎え、卒業後短大生・専門学校へ進学する場合は、「額改定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
- ④卒業時の年齢が22歳年度末より前の場合で、編入等の状況変化のある方は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の再提出が必要です。



【無職・就職（保護者等の経済的負担あり）】

- ⑤父母等が、日常生活上の世話及び必要な保護をしかつ、その生活費の相当部分を負担している場合、子の監護・養育状況の確認のため、毎年6月頃の現況届の手続きの際、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

※子が就職や婚姻等により、独立して生計を営む場合は、多子加算対象になりません。

